

お知らせ

法定福利費を明示した内訳書の提出について

建設業の社会保険等加入対策については、国土交通省において、総合的な対策が実施されており、社会保険等に参加するための原資となる法定福利費が、発注者から受注者（元請業者）へ、更に下請業者や個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要です。

受注者（元請業者）は、必要な法定福利費の確保と下請業者への社会保険等の加入指導等の両面から重要な役割を担うものであることから、以下の事項について着実に取り組むこととされています。

- (1) 元請業者及び下請業者は、適正な法定福利費を確保すること。
- (2) 下請契約の際は、適正な法定福利費を含んだ見積書を使用し、契約を締結すること。
- (3) 元請業者は、法定福利費が内訳明示された見積書を尊重すること。
- (4) 元請業者は、下請業者への社会保険の加入指導を徹底すること。

所沢市においても、国土交通省の取り組みを踏まえ、公平で健全な競争環境を構築するため、建設業の社会保険等未加入対策の一環として契約を締結するに当たり、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した内訳書を提出いただくことといたしました。

つきましては、令和2年4月1日以降に市が発注する建設工事で、契約を締結する案件については、契約締結後14日以内に法定福利費を明示した請負代金内訳書（下記の添付ファイルの参考書式をご活用ください。）を提出いただきますようお願いいたします。

《所沢市ホームページへのリンク》

- ・建設業における社会保険加入等への加入および法定福利費の確保について

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/jigyonyusatu/keiyaku190.html>

※建設業の社会保険等加入対策に関する情報は、国土交通省のホームページに幅広く掲載されていますのでご確認ください。

《国土交通省ホームページへのリンク》

- ・建設業における社会保険加入対策について

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

- ・技能労働者への適切な賃金水準の確保に係る要請について

<http://www.mlit.go.jp/common/000992999.pdf>

問い合わせ先：所沢市総務部契約課

電話番号：04-2998-9058